
平成27年第5回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成27年12月18日(金)

1. 議事日程第4号

平成27年12月18日(金) 午前10時開議

- 第 1 追加議案の質疑
 - 第 2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 第 3 討論
 - 第 4 採決
 - 第 5 議員派遣について
 - 第 6 委員会の継続審査の付託について
-

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 追加議案の質疑
 - 日程第 2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑
 - 日程第 3 討論
 - 日程第 4 採決
 - 日程第 5 議員派遣について
 - 日程第 6 委員会の継続審査の付託について
-

出席議員(14名)

1 番	松 下 善 法	2 番	大 野 元 秀
3 番	小 幡 幸 範	4 番	松 本 真由美
5 番	中 尾 拓	6 番	中 川 英 則
7 番	廣 澤 俊 幸	8 番	宿 利 忠 明
9 番	石 井 龍 文	10番	河 野 博 文
11番	高 田 修 治	12番	藤 本 勝 美
13番	繁 田 弘 司	14番	秦 時 雄

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 帆 足 浩 一 議事係長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	麻 生 太 一
まちづくり 推 進 課 長	穴 本 芳 雄	総合戦略室長	衛 藤 正
環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也	税 務 課 長	石 井 信 彦
福祉保健課長	江 藤 幸 徳	住 民 課 長	衛 藤 善 生
建設水道課長	梅 木 良 政	農林業振興課長兼 農業委員会 事 務 局 長	湯 浅 詩 朗
商工観光振興 課 長	村 木 賢 二	会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美
人権同和啓発 センター所長	山 本 五 十 六	教育総務課長兼 新中学校開校 推 進 室 長	長 尾 孝 宏
学校教育課長	佐 藤 貴 司	社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	渡 辺 克 之
監 査 委 員	河 野 好 美	行 政 係 長	和 田 育 男

午前10時00分開議

○議 長（秦 時雄君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようご協力をお願いします。

本日の会議に、途中退席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

執行部につきましては、総合戦略室長、衛藤 正君、公務出張のため、途中退席の届けが提出されております。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 追加議案の質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第1、追加議案の質疑を行います。

議案集をお出してください。水色の表紙です。

議案集1ページ、議案第95号、訴訟上の和解について、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第95号の質疑を終わります。

次に、4ページ、議案第96号、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

全員協議会でも協議した内容を含むんですが、確認のため議場にて再度質疑いたします。

本議案は、台風15号に伴う大雨による造成工事中の現場から土砂が流出したということですが、台風が来ることというのは事前に想定できることなので、土砂流出等の災害には十分配慮する必要があると考えるのですが、現場の対応として、職員が現地を確認したり、素掘りの深さを確認したりという対応はされていたのか確認をさせてください。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） お答えをいたします。

台風の事前に確認はできておりませんが、台風事後にその現場に行って確認をしております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

今後も想定外な災害が発生し、同じような状況になった場合、今回と同様に町が賠償責任を負うという認識でよろしいのか、今後の対応を含めてお尋ねいたします。

○議長（秦 時雄君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） その件について、私のほうからお答えさせていただきます。

いかなる事故においても、原因が100%玖珠町に瑕疵があるという判断をした場合は、同様の責任を負うと。今回と同様な場合でも、100%瑕疵がなければ玖珠町は出しません。

そして今後、私は今回の件につきまして、100%瑕疵ありますと、これ玖珠町として責任を持たざるを得ない、ただ、それとほかに、この件とは別にして、業者と玖珠町の間に、あらゆる事業契約と

か事業をお願いする場合、信義誠実の原則、いわゆる信義則、信義則というものがありますから、これは賠償とは別に、今後やはり業者と信義誠実の原則、信義則にのっとったことはあり得るかどうか、これは弁護士に相談していききたいと、今後ですね。

今回、補償は補償でやらないといけない、ただ、業者といわゆる、玖珠町は、あらゆる業者の方といろいろ契約します。その中で信義誠実の原則というのは、これは民法でも保証されています。権利者と義務者は、お互いの誠実のもとにやらないといけない、そこについて、今後この問題、あり得るかどうか、弁護士のほうに相談してみたいとは思っております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

3番小幡幸範君。

○3番（小幡幸範君） 3番小幡です。

今回、町民の税金を賠償金として充てているわけなんですけれども、極力住民の負担は減らすべきだと思います。

協議の中で、業者が賠償責任保険等へ加入されているかどうかの確認を行ったか伺います。

○議長（秦 時雄君） 湯浅農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（湯浅詩朗君） これは株式会社河野組さんと協議の中で出てきた問題でありまして、通常、業者は一つの工事によりこの保険等に加入するというのではなく、年間の全体事業としてのそういう保険には加入をしておるというようなことで承っております。

○議長（秦 時雄君） 質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、5ページ、議案第97号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） よろしいでしょうか。質疑なしと認めます。

これで議案第97号の質疑を終わります。

次に、6ページ、議案第98号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、11ページ、議案第99号、玖珠町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第99号の質疑を終わります。

議案第100号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）は別冊となっております。お出しください。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

これで議案第100号の質疑を終わります。

日程第2 委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑

○議長（秦 時雄君） 日程第2、委員会の審査結果の報告並びに委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務文教民生常任委員会の報告を求めます。

総務文教民生常任委員会委員長石井龍文君。

○総務文教民生常任委員長（石井龍文君） おはようございます。総務文教民生常任委員会報告を行います。

平成27年第5回玖珠町議会定例会において、総務文教民生常任委員会に審査の付託を受けました議案7件について、12月9日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

1 議案第80号 玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用及び提供について定めるため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）職員の教育は、行われているのか。

（答）過去何度か職員の研修を行っています。今後も臨時職員も含め研修を行っていくように計画しています。

（問）対象者が法人に関係してくる場合はないのか。

（答）今回の条例の中で法人を対象として情報をいただくことはありません。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

2 議案第83号 玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布されたので、提出されたものです。

執行部より、制度として導入された農地利用最適化推進委員の報酬金額を定めるために、条例の一

部を改正するもので、改正後の報酬は年額17万4,000円でありますと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員が同額でよいのか。

(答) 国の位置づけでは、農業委員会委員と農地利用最適化推進委員につきましては、同等の扱いとするとのことであり、報酬額も同額にしています。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第85号 玖珠町税条例等の一部改正について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため提出されたものです。

執行部より、災害や病気などで納税が困難になったときや、事業で著しい損害を受けた際の徴収や換価の猶予手続について定めるもので、本案の中に記載されております「猶予期間、基準金額、申請期限等」の具体的な内容につきましては、大分県下を初め全国的にはほぼ同様の内容となっておりますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第89号 平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第4号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,556万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億4,653万4,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、国民健康保険基盤安定事業繰出金の増額、有害鳥獣捕獲頭数の増加に伴う事業費の追加、梅雨前線豪雨、台風15号に伴う農林水産災害復旧費の計上、その他、行政運営における必要経費などを計上したものですと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

(問) 国有提供施設等所在市町村助成交付金が減額になっているが、面積が変わらないのに交付金が減るのか。

(答) 日出生台演習場周辺の山林や宅地の評価額をもとに総務省の中で配分され減額されました。

(問) 過疎バス対策補助金はどこに出しているのか。

(答) 玖珠観光バスと日田バスへの路線バスにかかわる赤字補填です。両社合わせて2,345万8,000円の赤字補填となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第91号 平成27年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億297万4,000円とするものです。歳入予算補正の主な要因は、退職被保険者等療養給付費交付金の減額と、国保基盤安定事業費繰入金金の増額及び前年度繰越金の確定によるものです。歳出予算補正の主な要因は、高額療養費などの保険給付費の増額ですと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第92号 平成27年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

本案は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額の変更はなく、項目の組み替えになっています。歳入歳出予算の変更はなく、歳出については、年度間執行の中で保険給付費と地域支援事業費を組み替えさせていただきたいと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第93号 平成27年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,772万6,000円とするものです。保険基盤安定繰入金の増額によるものと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務文教民生常任委員会に付託を受けました議案7件について、審査の結果の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（秦 時雄君） 質疑なしと認めます。

総務文教民生常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設まちづくり常任委員会の報告を求めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） おはようございます。産業建設まちづくり常任委員会報告。

平成27年第5回玖珠町議会定例会において、産業建設まちづくり常任委員会に審査の付託を受けました議案8件、陳情2件について、12月10日執行部出席のもと、全員で審査した結果を報告します。

開会后、書類審査に先立ち、陳情第5号、井川道地区準用河川認定に関する陳情の現地調査を行い、陳情の内容について説明を受けました。また、あわせて慈恩の滝簡易パーキング整備事業の現地調査を行いました。

調査終了後、委員会次第により審査をいたしました。

1 議案第81号 玖珠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について

本案は、最近における農業をめぐる諸事情の変化などに対応して、農業委員会の委員が公選制から市町村長の任命制への移行などの措置を講じる必要があるため、農業委員会等に関する法律の一部を

改正する法律が平成27年9月4日に公布されたので、制定するものです。

委員より、山積された農業問題の解決とこれからの農業振興を図る上で、農業委員会委員の役割は重要であることから、定数を7名から9名に変更する条例の修正案が提出されました。

執行部より、現在の農業委員定数は、選挙による委員を各地区から3名ずつ計12名、各団体（農協、農業共済、土地改良区）の計3名、学識経験者（議会推薦）の4名の19名であります。

今回の法律改正では、農業委員会の定数は半分程度とすることになっています。認定農業者が過半数を占めること、利害関係を有しない者1名が示されています。また、性別や年齢に偏りが生じないように努めなければならないなどの努力目標が課せられています。

また、今回の改正で農業委員とは別に、新たに農地利用最適化推進委員を設けることとなっていると説明を受けました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）現在の19名の委員構成を変えたくないとの考えから7名になったのか。

（答）その方向で検討いたしました。

（問）修正案9名が提出されたが、執行部の考えは。

（答）9名での検討もしたが、認定農業者や経常経費の問題もあり、定数を7名としました。

（問）修正案では各団体及び有識者の規定がなくなったが、委員会の運営に支障が生じるのではないのか、そのため各団体等を規程で定められないのか。

（答）規程などで定めることはできません。

（問）7名のうち認定農業者が4名、残り3名の中で女性が2名との考えが示されたが、認定農業者の中に女性2名は入れられないのか、そうすれば有識者の確保もできるのではないのか。

（答）公募制と推薦制を同時にできる町長の任命制への移行となっています。7名のうち、認定農業者が4名、利害関係のない者1名が規定されていますので、性別、年齢に偏りが生じないようにとのこと、また各団体及び有識者の選出は全体の運用の中で考えたいです。

（問）農水省の考えは地区割りをしないとのことだが、当町の案では地区割りとなっているが問題はないのか。

（答）地区割りを条件として提示していません。

（問）農業委員の選出の方法や具体的なことは規則で定めるのか。

（答）規程で示していきます。

委員会としては、町長の選任議案作成後、議会の同意を得るとなっています。農業委員会の運営がスムーズにいくように、団体や有識者からの選出に配慮してほしいと申し添えをしました。

審査の結果、本案は賛成多数で可決すべきものと決しました。

2 議案第82号 玖珠町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
本案は、近年における農業をめぐる諸情勢の変化に対応して、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月4日に公布されたので、制定するものです。

議案第81号との関連があることから、委員から特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

3 議案第84号 玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について

本案は、平成22年に議決した玖珠町過疎地域自立促進計画（平成22年から平成27年までの6カ年）に変更（玖珠中学校の外壁の補修に過疎債を充当するため）が生じたため、提出されたものです。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）平成31年4月に新中学校がスタートするが、今補修はしなければならないのか。

（答）補修をしなければ危険であり傷みがひどくなります。また今後、他の用途に使用することが考えられるためです。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

4 議案第86号 玖珠町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

本案は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）が改正され、利益及び資本剰余金について、条例の定めるところにより処分などができることになったため、提出されたものであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）資本剰余金の規程は定めないのか。

（答）資金剰余金の処分、資本金の額の減少などについて重要案件として意識しているのので、そのような案件が出た場合は、これまでどおり議会へ説明を行いながら議決を求めます。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

5 議案第87号 玖珠町水道事業給水条例の一部改正について

本案は、水道料金などの受益者負担を見直し、玖珠町水道事業の経営改善を図るために、提出されたものです。

執行部より、改正のポイントとして、2,000万円の赤字が生じたため、1,000万円は料金改定で、残り1,000万円は費用の抑制にも取り組み、赤字の解消を行いたい。また、消費税外税方式とし、税制改正にも対応します。さらに、納税組合奨励金を廃止し、口座振替割引制度を創設する予定です。そのため9年ぶりに水道料金の改定をするものと説明がありました。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）口座振替の利用率はどのぐらいか。

（答）81%程度です。

（問）家庭用で9.41%上がるのか。

（答）家庭用は基本料金、月880円が1,000円で上げ幅13.6%、超過料金1立米当たり137円が150円で上げ幅9.5%、平均20立米使用したときに9.3%の上げ幅となります。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

6 議案第88号 玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について

本案は、玖珠町事業給水条例の一部改正に伴い、水道料金の均衡を保つため、提出されたものです。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

7 議案第90号 平成27年度玖珠町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

本案は、歳出予算の組み替えに伴うものでありますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

8 議案第94号 平成27年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）

本案は、人事異動に伴う人件費予算の調整、マッピングシステム導入に伴う不明メーターの確認、料金改定事務における臨時職員の雇用予算、コンビニ収納開始に伴うシステム改修費などの費用の増額と、上期の水道使用料の減少に伴う収益の減額などが主な補正の内容でありますと説明がありました。

委員より、特に質問はありませんでした。

審査の結果、本案は妥当なものであり、全会一致で可決すべきものと決しました。

9 陳情第4号 陳情書【肉用牛繁殖経営農家戸数維持拡大のための肉用牛部会玖珠支部取組み支援について】

本陳情は、玖珠九重農協肉用牛部会玖珠支部長、相良謙二氏ほか3団体から提出されたものです。陳情の内容は、①玖珠町の母牛頭数維持拡大のための施策について、②地区畜産品評会の活性化対策について、③繁殖基盤強化対策についてであります。

主な質疑応答は次のとおりです。

（問）マザーステーション・キャトルステーションの創設とあるが、これまで町のほうで公共3カ年計画に上げているか。

（答）これまで小規模なマザーステーション・キャトルステーションにつきましては、補助金で対応してまいりました。本陳情の内容は大規模な施設の要望で、将来的な課題であり、3カ年計画にもありません。

（問）堆肥センターの創設についての考えは。

（答）乳牛の堆肥センターがありますので、こちらとの整合性も考えて検討してまいります。

（問）③について、事業主体はどこになるのか。

（答）今のところ考えていません。今後の検討課題であります。

審査の結果、本陳情は賛成多数で採択すべきものと決しました。

10 陳情第5号 井川道地区準用河川認定陳情書

本陳情は、玖珠町大字戸畑4310番地、井川道自治委員、後藤幸二氏から提出されたものです。陳情の要旨は、井川道地区を流れる川、約900メートルの町準用河川の指定であります。

執行部より、玖珠町準用河川指定基準について、河川幅2メートル、護岸高1.5メートル規模以上であり、農地面積3ヘクタール、人家戸数3戸、公共施設などのいずれかが該当しなければならない

と説明がありました。

審査の結果、指定基準に満たない部分については、陳情者に理解をしていただき、基準に該当する箇所を指定することとし、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、産業建設まちづくり常任委員会に付託を受けました議案8件、陳情2件について、審査結果の報告を終わります。

○議長（秦 時雄君） 産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番大野元秀君。

○2番（大野元秀君） 2番大野です。

議案第81号に対しての質疑です。

各団体や有識者の情報や意見が審査や議決に大きな役割を果たしているのではないかなど、各団体や有識者の必要性を委員会の中で検討されましたか。

○議長（秦 時雄君） 委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） 先ほども報告いたしましたが、いろいろな問題がありまして、十分に検討し、時間もかけて執行部と話し合いながら、今後に支障を来さないようにという、先ほども申したとおり、執行部のほうに申し添えて、そして選任された委員を議会に提出して、議決をもらわなければならないということになっていますので、そこら辺もまた審査をされるようになっております。そこらは、各諸団体、それからいろんな選考基準に偏らないようにはなっていると、こう思っております。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

7番廣澤俊幸君

○7番（廣澤俊幸君） 7番廣澤です。

第81号と陳情第4号については賛成多数ということですが、反対少数者の意見としてはどういう内容だったのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（秦 時雄君） 委員長藤本勝美君。

○産業建設まちづくり常任委員長（藤本勝美君） 第81号のほうからいきます。第81号のほうは、さきに述べましたとおり7名という数字を提示されましたけれども、9名にならないかということ審査したわけです。そこで、先ほども申しましたとおり、時間をかけていろいろと審査、協議した結果、こういうことになったと。

それと、賛成多数の陳情第4号、これについては、これもまだ時期尚早というところもございますのでという説明がありまして、特にこれはもう絶対反対だというような意見ではございませんでしたが、賛成多数でございました。

以上です。

○議長（秦 時雄君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 質疑なしと認めます。

産業建設まちづくり常任委員会委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3 討論

○議 長(秦 時雄君) 日程第3、これより討論を行います。

議案第80号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 議案第81号に対する反対意見の発言はありませんか。

2番大野元秀君。

○2 番(大野元秀君) 2番大野です。

議案第81号、玖珠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、第2条、玖珠町農業委員会の委員の定数は7名とするに反対の立場で討論に参加します。

反対の理由は、玖珠町の耕地面積が約2,100ヘクタールあり、今後、地権者の高齢化や後継者不足が進む中、農地の売買、賃借等がふえていくと思われませんが、特に農地法第3条から第5条の許可申請の審査、議決を7人の委員の方々だけに負託してよいのか、また農業振興を図る上で農業委員会委員の役割は重要であると考えたとき、委員の定数が少ないのではないかと思います。

また定数7名では、各団体や有識者の入る枠がなく、賦課金等の未納状況が把握できる農地の売買などでトラブルが発生することが考えられるので、推進委員を委嘱する農業委員会につきましては、現行の定数の半分程度となっているので、定数は9名程度が望ましいと思います。

以上です。

○議 長(秦 時雄君) 議案第81号に対する賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 議案第81号に対する討論を終結します。

議案第82号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 議案第83号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議 長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第84号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第85号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第86号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第87号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第88号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第89号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第90号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第91号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第92号に対する反対意見の発言はありませんか。

- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第93号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第94号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第95号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第96号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第97号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第98号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第99号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 議案第100号に対する反対意見の発言はありませんか。
- (な し)
- 議 長 (秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 陳情第4号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 陳情第5号に対する反対意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 賛成意見の発言はありませんか。

(な し)

○議長(秦 時雄君) 以上で討論を終わります。

日程第4 採決

○議長(秦 時雄君) 日程第4、これより採決を行います。

最初に、議案第80号、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員であります。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号、玖珠町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(秦 時雄君) 起立多数です。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第82号、玖珠町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、玖珠町非常勤特別職の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、玖珠町過疎地域自立促進計画の一部変更について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第85号、玖珠町税条例等の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第86号、玖珠町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号、玖珠町水道事業給水条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第88号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算(第4号)について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(秦 時雄君) 起立全員です。

よって、議案第89号については、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

議案第90号から議案第94号までの5議案は、平成27年度特別会計及び水道事業会計の補正予算であります。別に反対意見の発言もありませんでしたので、これを一括して採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

議案第90号から議案第94号までの5議案について、委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第90号から議案第94号までの5議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、訴訟上の和解について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第95号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第96号、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第96号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第97号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第98号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第99号、玖珠町議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決しました。

議案第100号、平成27年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、議案第100号については、原案のとおり可決することに決しました。

陳情第4号、陳情書【肉用牛繁殖経営農家戸数維持拡大のための肉用牛部会玖珠支部取組み支援について】について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（秦 時雄君） 起立多数です。

よって、陳情第4号については、採択することに決しました。

陳情第5号、井川道地区準用河川認定陳情書について、委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（秦 時雄君） 起立全員です。

よって、陳情第5号については、採択することに決しました。

日程第5 議員派遣について

○議長（秦 時雄君） 日程第5、議員派遣について議題とします。

今定例会より3月定例会まで、別紙議員派遣について異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、本件は議決されました。

日程第6 委員会の継続審査の付託について

○議長（秦 時雄君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の付託についてお諮りいたします。

委員会の閉会中の継続審査の付託について、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長から、委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中においてもなお継続審査したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても議会運営委員会及び各特別委員会の所管事務及び目下委員会において審査中の事件について継

続審査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 時雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び基地対策特別委員会、中学校統合特別委員会の委員長から申し出のとおり、お手元にお配りいたしました継続審査付託表のように、閉会中においても所管事務について継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程及び今定例会の全ての日程を終了いたしました。

ここで町長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 平成27年第5回玖珠町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る4日から本日までの15日間の日程でございました。初日にご提案申し上げました専決処分案件1件、条例制定案件3件、条例の一部改正案件5件、計画の一部変更案件1件、補正予算案件6件の16議案及び今定例会の会期中に追加提案いたしました訴訟上の和解案件1件、損害賠償に関する案件1件、条例の一部改正案件3件、補正予算案件1件の計22議案につきまして、議員各位の活発なるご議論と、慎重なるご審議を賜り、いずれの案件もご承認していただきました。まことにありがとうございます。

また、審議におきまして、各議員から、本町のまちづくりに対する多くの貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、重ねてお礼を申し上げます。いただいたご意見、ご提言につきましては、真摯に受けとめ、新年度予算編成や総合計画に基づくプラン推進など、今後の町運営に活かしてまいりたいと考えております。

本年は、長年の懸案でありました新中学校の大規模改築や開校年度の決定、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、仮称・久留島武彦記念館設立事業着手、豊後森機関庫公園の整備、福岡県志免町からいただいたSLの移転、水戸岡鋭治氏のデザインによる機関庫ミュージアムのオープンなどが大きな注目を集め、玖珠町にとりまして一つの節目になる年であったと感じております。

いよいよ残すところ10日余りとなりましたが、議員の皆様におかれましてはこの1年間、温かいご指導、ご鞭撻を賜り、この場をかりてお礼を申し上げます。改めて感謝を申し上げます。

これから本格的な冬の到来となり、寒さも日に日に厳しくなってまいります。年末年始を迎え、議員各位におかれましては、何かとお忙しい日々が続くことと拝察いたしますが、健康に十分ご留意され、ご家族様おそろいで穏やかな新年をお迎えされるよう、また、来年が町民の皆様にとりまして輝かしい一年となるよう心よりご祈念申し上げます。平成27年第5回玖珠町議会定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（秦 時雄君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第5回定例会は、去る12月4日開会以来、本日まで15日間にわたり、議員各位はもとより、

執行部におきましても終始極めて真剣なご審議をいただき、いずれも重要な案件を適切、妥当な結論を得ましたことを感謝申し上げます。加えて、議会運営にご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。

今年1年を振り返りますと、議会においては4月に施行された町議会議員選挙で、14名による新たな議会が発足をいたしました。議員一人一人の担う責務は、今まで以上に増しております町民の期待に沿える議会活動を目指して改革していくことが必要であります。また、地方が抱える問題解決のために農業政策や経済対策、少子高齢化対策など、議会も積極的に政策提言していくことが今後必要と考えております。

本年も、残すところ2週間ほどになってまいりました。今後とも、議員各位、そして町長を初め職員の皆様には、健康に留意され、まちづくりに邁進されますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、新たな年が玖珠町にとって穏やかですばらしい年になりますよう祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、平成27年第5回玖珠町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございます。

午前11時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年12月18日

玖 珠 町 議 会 議 長 秦 時 雄

署 名 議 員 松 本 真由美

署 名 議 員 河 野 博 文